

委託業務仕様書

1 業務名

孤独・孤立に係る人材育成研修実施業務（以下「委託業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

3 目的

当研修は、当事者を含むすべての関係者と連携し、幅広い視点から孤独・孤立を理解し、孤独・孤立対策や重層的支援体制整備事業など包括的な支援体制に求められる人材を、県民から支援機関の専門職員まで幅広く養成し、つながりを構築することを目的とする。

孤独・孤立という課題に関わろうとする一般県民を対象とした「孤独・孤立サポーター研修」にて地域における伴走支援を継続する人材を育成し、行政窓口職員や支援機関職員等を対象とした「スキルアップ研修」にて、支援機関における連携や対人援助手法を深く理解した人材を育成する。そして県民から支援機関職員まで幅広く対象とした「サポーター交流会」にて、知識やスキルの向上及び孤独・孤立の課題に関わろうとする人材の交流によりつながりづくりの促進もはかる。

4 業務内容

研修は、「孤独・孤立サポーター研修」、「サポーター交流会」、「スキルアップ研修」で構成し、研修の企画から実施後の実績報告までの一連の必要な事務を行う。

なお、各研修のカリキュラム等の目安は下記のとおりとするが、詳細は別途鳥取県及び講師と研修実施にかかる協議の上各研修の目的に沿った内容を企画すること。

(1) 孤独・孤立サポーター研修

目的	地域の中で孤独・孤立という課題に関わろうとする一般県民を主な対象として、孤独・孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、可能な限り対象者と支援機関の間に立ちつつ支援につなぎ、また、地域における関わりづくりや見守りを行うなど、できる範囲で伴走支援を継続する人材を育成する。
内容	基礎研修：人と地域とつながる支援を進めるうえで基本となる考え、孤独・孤立対策に関する基本的な考えを深めるものとする。西部会場で1回最大3時間程度、集合型開催。後日録画配信を実施する。 対人援助研修：どのような相手であっても信頼関係を築き、安全で効果的なコミュニケーションを行うスキルを習得するものとする。西部会場で1回最大6時間程度、集合型で開催。中部・東部にライブ配信会場を設置する。
対象	一般県民
時間	基礎研修：西部会場で1回。最大3時間程度。 対人援助研修：西部会場で1回開催。同日に中部・東部にライブ配信会場を設ける。最大6時間程度。
講師	別途県の指定するもの、もしくは研修目的を達成できる適切なものとし、5名程度とする。また、講師と研修内容や当日運営等について1回以上打合せを行うこと。
会場	基礎研修：西部で50名程度の参加が可能な会場を確保すること。 対人援助研修：東部・中部・西部で50名程度参加が可能かつライブ配信対応可能な会場を確保すること。
日程	令和8年度中に開催。9月末までに開催することが望ましい。

参加者募集	参加者氏名・メールアドレス・住所・所属（普段の活動）がわかる形で参加者を募集するとともに、参加者を確保するため、市町村、地域活動団体、民間企業等に周知すること。また、当日開催記録の写真を撮影するが、県記録用であるため、外部公表はされないことを併せて周知すること。
当日運営	会場設営、参加者受付、司会進行、写真撮影等開催記録、基礎研修動画の撮影、アンケート、講師への報償費（1人あたり2万円/日）・旅費の支払い事務を実施すること。対人援助研修は東部・中部のライブ配信会場でもグループワーク等実施できるよう対応すること。
開催報告	申込内容がわかる状態にした受付簿を開催後1週間以内に、アンケート集計結果は開催後2週間以内に県へ提出すること。撮影した基礎研修動画は開催後2週間以内に、mp4等「とっとり動画ちゃんねる」へアップロード可能な形式に加工し、DVD-R1部を県へ提出すること。なお、動画は長時間の動画となるため、1～2分程度のダイジェスト版を作成すること。また、聴覚障がい者・視覚障がい者に配慮し、字幕や音声ガイダンスをつける等工夫をすること。

(2) サポーター交流会

目的	地域活動団体や様々な当事者の声を聴くこと、サポーター同士や活動実践者、福祉専門職等関係者との交流により、孤独・孤立に関する知識を深め、様々な属性の人と関わるスキルを更に向上させることにより、参加者の日々の活動の発展に寄与する。
内容	全国的に孤独・孤立に関する活動を行う者の講演と東部・中部・西部各圏域にて地域に密着した活動を行う者や当事者の声を聴く。併せてグループワークや意見交換の時間を取り、参加したサポーター同士での交流の場をつくること。県内会場で1回、最大6時間程度で集合型開催。
対象	とっとり孤独・孤立サポーター、つながりサポーター、福祉専門職、地域活動実践者、県職員、市町村職員等幅広い層
時間	県内会場で1回。最大6時間程度。
講師	研修目的を達成できる適切なものを選定、もしくは別途県の指定するものとし、基調講演講師1名程度、各圏域活動紹介者3名程度とする。また、講師と研修内容や当日運営等について1回以上打合せを行うこと。
会場	県内で100名程度の参加が可能な会場を確保する。
日程	令和8年度中に開催。(1) 孤独・孤立サポーター研修の後に開催すること。12月末までに開催することが望ましい。
参加者募集	交流会の概要がわかるチラシを作成し、県と講師に送付すること。併せて、参加者氏名・メールアドレス・住所・所属（普段の活動）がわかる形で参加者を募集するとともに、参加者を確保するため、市町村、地域活動団体等に周知すること。また、当日開催記録の写真を撮影し、ホームページ上で公開する可能性があることを周知すること。
当日運営	会場設営、参加者受付、司会進行、写真撮影等開催記録、アンケート、講師への報償費（基本1人あたり2万円/日）・旅費の支払い事務を実施すること。
開催報告	受付簿は開催後1週間以内に、アンケート集計結果は開催後2週間以内に県へ提出すること。

(3) スキルアップ研修

目的	孤独・孤立対策や包括的な支援体制（重層的支援体制整備事業）に求められる、市町村、支援機関と地域活動者との連携や当事者支援を意識した対人援助を行うことが
----	---

	できる人材育成を行う。
内容	様々な困難を抱えた当事者、家族、地域の理解を深め、関係者・機関と連携しながら支援を行う力量を高めるような内容とする。西部会場で2日間に分けて行い、1日最大6時間程度。集合とオンラインによるハイブリット開催。
対象	市町村等行政窓口職員、支援機関職員
時間	西部会場で1回。2日間に分けて行い、1日最大6時間程度。 同日にオンライン配信を行い、オンライン参加者もグループワーク等行えるよう対応すること。
講師	別途県の指定するもの、もしくは研修目的を達成できる適切なものとし、7名程度とする。また、講師と研修内容や当日運営等について1回以上打合せを行うこと。
会場	県内で50名程度の参加が可能かつオンラインを併用できる会場を確保すること。
日程	令和8年度中に開催。11月末までに開催することが望ましい。
参加者募集	研修概要がわかるチラシを作成し、県と講師に送付すること。併せて、参加者氏名・メールアドレス・住所・所属(普段の活動)がわかる形で参加者を募集するとともに、参加者を確保するため、市町村、福祉団体等に周知すること。また、当日開催記録の写真を撮影するが、県記録用であるため、外部公表はされないことを併せて周知すること。
当日運営	会場設営、参加者受付、司会進行、オンライン参加者対応、写真撮影等開催記録、アンケート、講師への報償費(1人あたり2万円/日)・特別旅費の支払い事務処理を実施する。
開催報告	受付簿は開催後1週間以内に、アンケート集計結果は開催後2週間以内に県へ共有すること。

5 再委託の禁止

- (1) 受注者は、鳥取県の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 鳥取県は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託業務に係る委託料上限額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

6 個人情報の保護

受注者は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受注者は、4(1)から(3)のすべての委託業務が完了したときは、その日から20日以内又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに業務完了報告書(実績報告書及び収支決算書)を、鳥取県に提出しなければならない。
- (2) 鳥取県は、(1)の実績報告書を受理した日から起算して10日以内又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行うこととし、検査を終了したときには、委託料の額を確定し受注者に通知する。

受注者は、額の確定の結果、概算払をした委託料に達しないときには、鳥取県の指示するところ

により、当該金額を鳥取県に返還しなければならない。

(3) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、鳥取県と受注者が協議して定めるものとする。